



県章

滋賀県公報

令和6年（2024年）
12月27日
号外（6）
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 人事委員会規則

※職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
※職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	3
※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	5

人事委員会規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第23号

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号から第12号までを次のように改める。

(10) 大学卒業程度 滋賀県職員採用試験（大学卒業程度）およびこれに相当する正規の試験

(11) 短大卒業程度 滋賀県職員採用試験（短大卒業程度）およびこれに相当する正規の試験

(12) 高校卒業程度 滋賀県職員採用試験（高校卒業程度）およびこれに相当する正規の試験

第10条第2項および第11条第1項第1号中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改める。

第39条第1項第1号中「上級」を「大学卒業程度」に、同項第2号中「中級」を「短大卒業程度」に、同項第3号中「初級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第1の1行政職給料表級別資格基準表の表中

正 規 の 試 験	上 級	大学卒		3	4	4	2	2	を
			0	3	7	11	13	15	
	中 級	短大卒		5.5	4	4	2	2	
			0	6	10	14	16	18	
	初 級	高校卒		8	4	4	2	2	
			0	8	12	16	18	20	

正 規 の 試 験	大 学 卒 業 程 度	大 学 卒		3	4	4	2	2	に
			0	3	7	11	13	15	
	短 大 卒 業 程 度	短 大 卒		5.5	4	4	2	2	
			0	6	10	14	16	18	
	高 校 卒 業 程 度	高 校 卒		8	4	4	2	2	
			0	8	12	16	18	20	

改める。

別表第1の2 警察職給料表級別資格基準表の表中

正 規 の 試 験	上 級	大 学 卒			0	5	4	4
	初 級	高 校 卒	0	2	5	10	14	18

を

正 規 の 試 験	大 学 卒 業 程 度	大 学 卒			0	5	4	4
	高 校 卒 業 程 度	高 校 卒	0	2	5	10	14	18

に

改める。

別表第1の3 研究職給料表級別資格基準表の表中

正 規 の 試 験	上 級	大 学 卒		0	別に定める。	別に定める。
	中 級	短大3卒	0	1	別に定める。	別に定める。
		短大卒	0	2.5	別に定める。	別に定める。
	初 級	高 校 卒	0	5	別に定める。	別に定める。

を

正 規 の 試 験	大 学 卒 業 程 度	大 学 卒		0	別に定める。	別に定める。
	短 大 卒 業 程 度	短大3卒	0	1	別に定める。	別に定める。
		短大卒	0	2.5	別に定める。	別に定める。
	高 校 卒 業 程 度	高 校 卒	0	5	別に定める。	別に定める。

に

改める。

別表第1の5 福祉職給料表級別資格基準表の表中

一 般	正 規 の 試 験	上級	大 学 卒	0	3	6	2	4
		中級	短大卒	0	5.5	6	2	4
				0	5.5	12	14	18
		初級	高 校 卒	0	8	別に定める。	別に定める。	別に定める。

を

一	般	正 規 の 試 験	大 学 卒 業 程 度	大 学 卒		3	6	2	4	に
					0	3	9	11	15	
			短大 卒 業 程 度	短 大 卒		5.5	6	2	4	
					0	5.5	12	14	18	
			高校 卒 業 程 度	高 校 卒		8	別 に 定 め る。	別 に 定 め る。	別 に 定 め る。	
					0	8				

改める。

別表第5の1行政職給料表初任給基準表の表中

一	一般	正規の試験	上 級		1 級29号給	を
			中 級		1 級19号給	
			初 級		1 級 9 号給	
		そ の 他		高校卒	1 級 5 号給	

一	一般	正規の試験	大学卒業程度		1 級29号給	に
			短大卒業程度		1 級19号給	
			高校卒業程度		1 級 9 号給	
		そ の 他		高校卒	1 級 5 号給	

改める。

別表第5の2警察職給料表初任給基準表の表中「上 級」を「大学卒業程度」に、「初 級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第5の3研究職給料表初任給基準表の表中「上 級」を「大学卒業程度」に、「中 級」を「短大卒業程度」に、「初 級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第5の5福祉職給料表初任給基準表の表中

一	一般	正規の試験	上級		1 級25号給	を
			中級		1 級15号給	
			初級		1 級 5 号給	

一	一般	正規の試験	大学卒業程度		1 級25号給	に
			短大卒業程度		1 級15号給	
			高校卒業程度		1 級 5 号給	

改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第24号

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給調整手当に関する規則（昭和36年滋賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

期間の区分	職員等の区分	
	1 項職員等	2 項職員等
	円	円
6 年未満	310,000	51,600
6 年以上 7 年未満	310,000	49,800
7 年以上 8 年未満	310,000	48,000
8 年以上 9 年未満	310,000	46,200
9 年以上10年未満	310,000	44,400
10年以上11年未満	310,000	42,600
11年以上12年未満	310,000	40,800
12年以上13年未満	310,000	39,000
13年以上14年未満	310,000	37,200
14年以上15年未満	310,000	35,800
15年以上16年未満	310,000	34,400
16年以上17年未満	306,700	33,000
17年以上18年未満	303,400	31,600
18年以上19年未満	300,100	30,200
19年以上20年未満	296,800	28,800
20年以上21年未満	293,500	27,400
21年以上22年未満	281,500	26,800
22年以上23年未満	268,000	26,200
23年以上24年未満	254,500	25,200
24年以上25年未満	241,000	24,600
25年以上26年未満	227,500	24,000
26年以上27年未満	210,500	23,400
27年以上28年未満	193,500	22,800
28年以上29年未満	176,500	22,000
29年以上30年未満	159,500	21,700
30年以上31年未満	142,000	21,300
31年以上32年未満	124,500	20,700
32年以上33年未満	107,000	19,800
33年以上34年未満	87,000	18,900
34年以上35年未満	67,000	18,200
備考		

- 1

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日または第 4 条第 1 号もしくは第 2 号の職員等となつた日以後の期間を示す。
- 2

この表において「1 項職員等」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員等をいい、「2 項職員等」とは同条第 2 項の職を占める職員等をいう。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月27日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第25号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 1 号ア中「100分の109. 5以上100分の116. 5」を「100分の114. 5以上100分の121. 5」に、「100分の129. 5以上100分の136. 5」を「100分の134. 5以上100分の141. 5」に改め、同号イ中「100分の102. 5超100分の109. 5」を「100分の107. 5超100分の114. 5」に、「100分の122. 5超100分の129. 5」を「100分の127. 5超100分の134. 5」に改め、同号ウおよびエ中「100分の102. 5」を「100分の107. 5」に、「100分の122. 5」を「100分の127. 5」に改め、同項第 2 号ア中「100分の49. 75」を「100分の52. 25」に、「100分の59. 75」を「100分の62. 25」に改め、同号イおよびウ中「100分の48. 25」を「100分の50. 75」に、「100分の58. 25」を「100分の60. 75」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和 6 年12月 1 日から適用する。

